

「個別課題への適用」

〈事例2〉 背後に親族間紛争がある場合の意思決定支援

1. 成年後見開始までの事情

本人（75歳、男性）は、自宅(以下「本人宅」という。)で、認知症の症状が現れている妻と二人で生活していたが、脳梗塞を発症し、入院を経て、介護老人保健施設(以下「老健」という。)に入所している。本人には、長女と長男の2子（いずれも既婚）があり、本人の入院前は、それぞれが世帯を構えて本人夫妻と別居していたが、本人の入院後は、長女が妻を長女宅に引き取って介護している。

本人が老健を退所する時期が迫ってきたので、長女と長男は、本人夫妻についての今後の支援方針を話し合った。長女は、本人宅を本人の費用で改修し、改修後の本人宅に一家（長女、夫及び子二人）で住み込んで、本人夫妻を在宅介護したいと提案した。長男は、これを聞いて、長女が本人の財産を利用して自分たち一家の利益を図ろうとしていると激怒し、以後、両者は、激しく対立するようになった。

長女と長男は、それぞれ自分を成年後見人候補者として、本人について後見開始の申立てをした。家庭裁判所は、両者の申立てに係る審判事件の審理を併合した上で、本人について後見を開始したが、本人の成年後見人を選任するに際しては、親族間に紛争があることを理由に、第三者専門職であるAを選任した(以下「A後見人」という。)

2. A後見人の疑問

A後見人は、本件では、本人宅の改修を巡って親族間に紛争があり、しかも、本人が老健入所中で、退所期限までには施設か在宅かを選択せざるを得ないことから、まずは、在宅を考えるならば、「本人財産から本人宅の改修費用を支出すべきかどうか（＝重要な財産の処分をすべきか）」を検討する必要があると考えた。その際、A後見人は、支出の是非を判断するためには、①本人の資産額、年齢、病状等からみて、現時点で本人宅を改修する必要性があるか、②改修費用の支出が、実質的・経済的に第三者（長女一家）の利得を図る目的で行われることにならないか（＝本人の財産が濫用されることにならないか）の2点を検討する必要があると考えた。

一方で、A後見人は、本人宅の改修が本人の「居所の決定」に関わることから、「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って意思決定支援を行い、本人の意思を確認する必要があるとも考えた。しかし、本件では、長男と長女の間に激しい対立があることから、A後見人は、ガイドラインに従って、①本人及び支援者との顔合せや課題の把握(環境整備)を進めるときには、長男・長女とどのように関わっていけばよいか、②個別課題について意思決定支援を行うときには、長男・長女のうち誰を支援チームに含めればよいか（長男・長女の一方のみを含めるのか、双方とも含めるのか、双方とも含めないのか。）等について、方針を決めかねている。

I 問題の所在

〈事例2〉では、親族間に対立があるため家庭裁判所が第三者専門職を後見人に選任した事案(以下「親族間紛争事案」という。)を取り上げる。

親族間紛争事案では、後見人等は、対立する親族それぞれから、同人らの意見や要望を採用するよう求められることが少なくない。しかし、ガイドラインが基本原理とする「本人中心主義」では、①本人に関わる事項は、基本的には本人が同席する場で、本人の意思に基づいて決定されなければならないし、②意思決定支援に当たり、後見人等や支援者の価値観や判断等を本人に押しつけてはならない(ガイドラインⅡ2(2)②)。この原則は、親族間紛争事案でも変わりはない¹。

〈事例2〉では、長男と長女の間で本人が「どこで、誰と暮らすか」が争われているが、この点は、本人の生活からみても重要な点であり、意思決定支援の第Ⅰの課題となるはずである²。このため、後見人等としては、まず長男・長女の意向に振り回されないことが重要である。

他方、ガイドラインは、親族を「日常の支援者」と捉えており(ガイドラインⅡ2(2)①)、親族は、本人が希望すれば、原則として支援チームに参加するが(同Ⅱ3(1)②ア)、本人と利害が対立する者や、本人に対して支配的・介入的な親族は例外とされる(同注10)。後見人等は、主要な支援者と相談して支援チームのメンバーを選ぶ立場にあり(同Ⅱ3(1)②)、〈事例2〉のように、本人に近い親族が意思決定支援の課題をめぐって争っている場合に、それらの親族の中からどうやって支援メンバーを選ぶか、また、一旦ある親族を支援メンバーに含めた場合も、その後の行動によっては、その親族に意思決定支援から外れてもらう場合があり得るかという問題がある。

〈事例2〉では、このような視点から、親族間紛争事案において、後見人等が、①本人及び支援者との顔合せ(ガイドラインⅡ2(2)①)、②意思決定支援の課題(個別課題)の把握(同2②)、③支援チームの編成(同3(1))、④個別課題についての意思決定支援(同3(3))という一連の手続を行うに当たっての行動指針を具体的に検討する。

¹ あらゆる意思決定支援を尽くしても本人が意思決定できず、最後の手段として「代行決定」が行われるときも「本人の価値観において最善のもの(主観的最善の利益)」が選択され、「支援者の価値観に基づき、本人にとって客観的・合理的に良いと考える判断(客観的最善の利益)」は採用されない(ガイドラインⅡ2(2)⑦、Ⅱ4(1)①)。

² 「どこで、誰と暮らすか」についての本人の選択の機会をどうやって保障するかについても検討する必要がある。

Ⅱ ガイドラインに沿った後見人等の行動指針

Ⅰ 環境整備（ガイドラインⅡ Ⅰ、 2）

（Ⅰ） はじめに（留意点）

A後見人は、推薦依頼の段階で「親族間紛争あり」の情報に接し、記録を閲覧・謄写した段階で「本人の財産を使って本人宅を改修し、そこに長女一家が住むかどうかをめぐって、長男と長女が激しく対立している。」という紛争の概要を理解する。A後見人としては、これらの情報に接した時点で、長女が、本人の財産を利用して自分たち一家の利得を図っている可能性もあると考え、この点を明らかにするため、改修の必要性や第三者利得を検討すべきと考えるかもしれない（「2. A後見人の疑問」前段）。

しかし、意思決定支援を考えるに当たり、最も重要なことは本人の意思である。後日、本人が意思決定支援を受けた結果、本人宅を改修して長女一家と住む方向の意思（後記2(4)②）を表明し、それが本人の真意であれば、A後見人は、それを尊重して意思の実現に移ることになる（ガイドラインⅡ 3(3)②、④）。A後見人は、選任された時点では、本人が「どこで、誰と暮らすか」という課題についてどういう思いを持っているかが分からない。そこで、長男・長女のいずれについても先入観を持って評価することを避け、まずは本人の思いを探っていくことになる。

（2） 状況把握（ガイドラインⅡ 2(Ⅰ)）

① 支援状況・本人状況の把握

A後見人は、ガイドラインⅡ 2(Ⅰ)①②の手順に従って、本人に関わる支援者と接触し、選任直後のアセスメントシート【様式Ⅰ】及び2回目以降のアセスメントシート【様式2】を参考に、支援の内容や程度、本人の状況について情報収集を進める。

〈事例2〉の主たる支援者としては、老健スタッフ、地域包括支援センタースタッフのほか、本人が入院前に介護サービスを利用していれば、担当介護支援専門員（ケアマネジャー）などが考えられる。

② 〈事例2〉に特有の事情

ア 選任直後における長男・長女との面談

A) A後見人は、本人に対する支援状況を把握するために、選任された後早い段階

で、長男・長女の双方と面談する（ガイドラインⅡ 2(1)①）。親族間紛争があることを理由として、長男・長女の一方又は双方と最初から距離を置くことは適切でない³。

B) 最初の面談で、長男・長女の双方に対し、「自分（A後見人）は、本人の代理人であり、あなたの代理人でも相手方の代理人でもない」「後見人は本人の意思を尊重するために動く」と説明し、後見人の役割について理解を求める。

C) また、長男・長女の双方に対し、「本人意思の尊重」とは、「支援チームで本人に働き掛けて、本人の意思を引き出していくこと」であり、「本人以外の者（長男・長女も含まれる。）が、本人のためには〇〇がいいと考えること」ではないと説明する。

D) この面談で、A後見人が長男・長女について何らかの感想・評価を抱いたとしても、そのような評価は、ミーティング等の公式な場で意見を求められたとき以外は、表明しないことが望ましい。

イ 主たる支援者に対する説明

A) A後見人が選任された時点で、既に、主たる支援者が長男・長女の片方を「本人のために行動する者」と評価して支援者の輪に受け入れる一方で、他方を「本人を害する者」と評価して排除している場合がある。

B) この場合、A後見人は、主たる支援者に対し、ガイドラインでは、親族は本人の「日常の支援者」と位置付けられていること（ガイドラインⅡ 2(2)①）を説明した上で、その支援者が、親族の片方を「本人を害する者」と評価する理由と、その評価を裏付けるエピソードを尋ねる。仮に、その支援者の説明にそれなりに説得力があったとしても、後日、「支援メンバー選定のためのミーティング」（後記2(2)）等により、その親族が意思決定支援への理解を深めることができれば、支援者が問題にしていた態度が変わることもある。親族への評価にはある程度の時間をかける必要がある。

C) 支援者に対しては、親族について、支援者の主観的な価値観で「本人のためになるか、ならないか」を評価するのではなく、「本人を支援するためにどのような役割を果たしてくれるか」という、客観的な視点で考えてほしいと求めることが必要

³ このような対応は、親族間の対立を一層深刻にするだけでなく、当初は親族間の対立であったものを一部の親族と後見人等との対立、さらには親族による後見人等解任請求（民法846条、876条の2第2項、876条の7第2項）にまで発展させることがある。

である。

(3) 本人及び支援者の輪に参加する（ガイドラインⅡ 2 (2)）

① 顔合せ

A後見人が、初めて本人と面会する時には、老健スタッフに本人との顔合せができるよう依頼する。後見人自身が、本人と関係性を築くために、本人と1対1の面談の機会を持つことが必要であり、顔合せの段階でそれが可能であれば、老健スタッフには席を外してもらう。本人との面会では、本人を否定的に評価するのではなく、本人ができることに焦点を当て、本人を肯定的に評価することに留意する。本人との初顔合せ時や、それ以後の面談回数が少ない時点では、本人の評価をすることが難しい場合も想定されるが、本人を理解するよう最大限努めるべきであろう。

② 課題の把握

ア 選任直後のアセスメントシート

顔合せでは、本人から色々な話が出てくることが予想される⁴。A後見人は、次の観点から本人の思いをしっかりと聴き取り、選任直後のアセスメントシート【様式1】に整理する。これらの情報は、プレミーティング（後記2(3)）で、どの順番で「どこで、誰と暮らすか。」についての意思決定支援を進めていくかの参考になる。

A) 本人と妻、長男、長女と本人との関係

- ・ 誰と、どの程度の心理的距離感があるか。
- ・ それぞれの親族にどのような思いを抱いているか。
- ・ 誰を信頼しているか。

B) 本人宅への思い入れ

イ 期限への配慮

本人は老健入所中であり、一定期間内（原則として3か月単位）に施設か在宅か選択を迫られる場合もある。課題の整理が簡単でなく、期限内に意思決定支援を終えることが難しいようであれば、老健と調整するか、あるいは、とりあえず空いている施設に短期入所し（「どこに一時入所するか」についての意思決定支援は必要である。）、一時入所後、「どこで、誰と暮らすか」について意思決定支援を続けていくことも考えら

⁴ 本人からは「妻が心配」「妻と一緒にならどこでもいい」「子どもの世話になりたくない」「自宅にはこんな思い出がある」「いったん自宅に帰りたい」等、とりとめのない話が出てくることが想定される。

れる。選択に期限がある場合は、守るべき期限と本人の意思決定支援に要する時間の、いずれを優先すべきか判断が難しい場合も想定されるが、双方のバランスをとり、柔軟な対応が必要となるであろう。

後記2のとおり、改修の内容や改修費用の負担についても意思決定支援が完了し、本人の表明意思が実現されるまでにはある程度の時間がかかることから、老健の退所時期が迫っている場合には、最小限のリフォームをすることによって、本人意思の一部のみを実現しながら、段階的に意思決定支援を進めていくことも考えられる。

③ 本人の観察

A後見人は、本人を交えた面談の中で、ガイドラインⅡ2(2)③の事項を観察する。〈事例2〉のようなケースでは、本人が示した「思い」が、特定の親族の影響を受けたものである場合もあるが、それだけでは必ずしも本人を害するとはいえない。しかし、特定の親族の影響が、本人の自由な意思形成を妨げる程度にまで達していれば⁵、その親族が支援チームに参加して意思決定支援に関与することは、「本人が自分で物事を選択し、決定する」という意思決定支援の趣旨に反することになる。

本人の観察には、本人に対し「日常生活上の意思決定支援」が行われており、本人が個別課題についての意思決定支援を受けられる程度にエンパワメントされているか否かを把握する目的もある（ガイドラインⅡ2(2)③）。特定の親族の影響があまりに強く、本人がその親族に完全に依存しているような場合には、個別課題についての意思決定支援に移る前に、本人が、自分のことは自分で決められるようエンパワメントする必要があるが、支援チームとしていくらエンパワメントを続けても、本人がその親族に依存し続けるようであれば、本人の意思決定能力の判断に移り（ガイドラインⅡ3(4)）、そこで情報の理解、情報の比較考察等が難しいと評価されると、意思決定能力がないと判断して代行決定に移る可能性も考えられる。

⁵ 親族が本人をマインドコントロールしている場合、本人と親族が共依存関係にある場合、本人が親族に依存してしまっている場合が典型的である。これらの類型に至らなくても、財産の取り込みを意図し、本人の判断能力の減退に乗じて本人の意思を一定の方向に誘導しようとする者は、本人と利害が対立し、本人の自由な意思形成を妨げる者と評価してよいのではないか。

2 意思決定支援（ガイドラインⅡ3）

（1）支援チームの編成に向けた当初の取組

① 少人数による支援チーム選定のための会議

ア 対立する親族を支援チームに含めるかどうかを検討する。

〈事例2〉特有の問題として、「個別課題についての意思決定支援を行うに当たり、対立する親族（長男、長女）のうち誰を支援チームに含めるか」（「2. A後見人の疑問」後段）がある。

ガイドラインは、「本人中心主義」の観点から、本人が参加してほしいと希望する者は支援チームに入るという原則を示す一方で、本人と利害が対立する者や、本人に対して支配的・介入的な親族の参加は望ましくないという例外を示している。ガイドラインが、このような例外を設けた理由は、精神上的の障害によってコミュニケーションの過程のどこかが阻害され、誘導されれば容易に意思形成が歪められる本人を保護するためには、「定型的⁶に、本人の自由な意思形成を妨げる危険がある者」を意思決定支援の手続から除外する必要があるという判断にある。そうすると、支援チームに参加する親族とは、①本人がその者の参加を望み⁷、かつ、②本人の自由な意思形成を妨げる兆候がない親族といえる。このような親族は、後記(2)のとおり、本人及び親族を交えた面談(支援メンバー選定のためのミーティング)が繰り返される過程を経て選別されることから、親族に対する評価が定まるまでにはある程度の時間が必要である（前記Ⅰ(2)②イ）。

イ コアメンバー（後記(2)①イの人々）

「対立する親族のうち誰を支援チームに含めるか」を決めるためには、課題を検討し、本人の反応を観察するメンバーが必要である（以下「コアメンバー」という。）。コアメンバーは、本人及び親族を交えた面談を繰り返しながら、ある程度時間をかけて、①本人が意思決定支援に参加してほしいと望んでいる親族は誰か、②親族に本人の自由な意思形成を妨げる兆候はないかを見定めていく。

（2）支援メンバー選定のためのミーティング

⁶ 財産の取り込みのような主観的意図は外部からは看取できない。そこで、ガイドラインでは、ルールを守らない親族を除外することによって、結果的に、自分の利得を図り、本人を搾取しようとする者が意思決定支援に関わることがないように図っている。

⁷ 本人が、「課題と一緒に考えてほしいと思っている、あるいは自分の意思決定を助けてほしいと考えている」ことを当然に含んでいる。

① 参加者

ア 本人

支援メンバーの選定は、通常の場合はプレミーティングと同じく、必ずしも本人の出席を要しない（ガイドラインⅡ 3(2)①）。しかし、〈事例2〉においては、親族と本人との関わりを見ていく必要があるため、本人にも参加を求める。

イ コアメンバー

A) 本人の日常を知る者⁸

老健スタッフ、地域包括スタッフ、入所前に利用していた福祉サービスのスタッフ

B) 専門的知見から発言ができる者

A後見人

ウ 親族

A) 長男・長女

親族間紛争の当事者である長男・長女も、本人が拒否をしなければ⁹、支援メンバー選定のためのミーティングへの参加を求め、同人らがガイドラインが定めるルールを順守して、本人の意思決定支援を行うことができるかどうか試みる。

B) 妻又は妻の支援者（ケアマネジャー、介護職）

妻がどう考えているかは、本人が「どこで、誰と暮らすか」を決定するための判断資料となると考えられるので、妻が意思表示できるのであれば、妻に参加してもらうことが考えられる。妻が意思表示できない場合に、妻の支援者が、「妻の情報を提供する」立場で参加することはあり得るが、妻の立場を代弁することはできない。

② 本人が自分の意思決定支援への参加を望んでいる親族は誰か。

ア 本人の観察

コアメンバーは、次の順序で、本人との面談を何回か繰り返し、本人の意思形成に影響を与える要因を検討する。

A) 本人に対し、親族（長男、長女）に会いたいかどうか聴く。その際、本人の思いや感情も交えて聴く。

⁸ これらの中に、親族間のトラブルに巻き込まれたくないとして、チームに入ることやミーティングに出ることを躊躇する者がある場合、それらの者からは本人の情報を得ることとし、それ以外の福祉職をメンバーにすることも考えられる。

⁹ 支援メンバー選定のためのミーティングの段階では、本人が拒否しなければ会議に参加させてよい。

- B) 本人が「会いたい。」と答えた場合には、長男、長女それぞれの前で、本人がどのような対応をするのかを確認する。
- C) 本人が「会いたくない。」と答えた場合は、なぜ会いたくないのか、その理由や背景も確認して真意を確認し、真意であることが確認されれば、その親族にはミーティングへの参加を控えてもらう。
- D) 何回かミーティングを繰り返す間に、誰が本人の意思形成に影響を与えているのか、影響を与えている場合、それが本人の自由な意思形成を妨げる域に達しているかをコアメンバーで検討する。

イ 本人の意思確認

ガイドラインでは、プレミーティングやチームミーティングの司会・進行は、これまで本人の生活に関わり、中心となってきた支援者が行うことが多い。このため、本人の意思確認も、これらの支援者が行うことが多いと考えられる。

- A) 「誰に意思決定支援に参加してほしいか」について、本人の意思を確認する。
- B) 本人が、集団の中（複数の支援者に囲まれた状態）で、自分の意見を言えるかどうかともアセスメントしておく必要がある。本人が集団の中で意見を言えないときは、コアメンバーの中から本人が意見を言いやすい人（本人が信頼している施設職員等、複数可）を選び、その人から聴いてもらったり、何人かの組合せを試してみたりする。本人の意向が一致しない場合は、何度か繰り返して聞き、結論だけでなく、真意や背景にある考え方を聴き出して、それに基づいて意向を定めていく。

③ 親族に、本人の自由な意思形成を妨げる兆候はないか。

コアメンバーは、本人のアセスメントをした後、長男・長女を支援メンバー選定のためのミーティングに呼び、本人の反応を見ながら、課題ごとに、長男・長女をチームに入れるか否かを検討していく。このとき、後見人等は、後見人等のチェック機能（ガイドラインⅡ 3 (2) ②ウ）を働かせ、長男・長女に、ルール違反など「本人の自由な意思形成を妨げる兆候」がみられるときには直ちに指摘し、是正を求めることが期待される。

ア 本人の自由な意思形成を妨げる兆候の例

- A) 親族が、本人の食べる物、着る物などについて非常に強いこだわりを示し、介護職員に対して親族の希望どおりにするよう頻繁に要求し（例・本人が普通食を問題なく噛んで飲み込み、食事を楽しんでいるのに、親族が、本人にはきざみ食が一番

いいと主張し、施設にその提供を求める等)、施設側が親族の要求に応じないと、短期間で施設を移らせようとする。

- B) 本人に対し、「お父さんは、私たちと一緒に〇〇したいよね」等という形の問い掛けをする。
- C) 何かにつけて、本人の財産から細々とした支出をさせようとする。
- D) 対立する親族(+自分の意に沿わない職員や後見人等)を激しく攻撃し、他の支援者や公共機関等に、それらの者についての人格非難をする。

イ 親族(長男・長女)の観察

- A) ガイドラインは、「本人中心主義」を徹底する目的から、プレミーティングの初めに、参加者の間で意思決定支援の基本原則を共有するとともに、チームミーティングで適用される基本ルールを定め、参加者がこれに従うことを約するとしている(ガイドラインⅡ3(2))。この原則は、支援メンバー選定のためのミーティングにも当てはまる。
- B) 本人の意思確認(前記②)のとき、本人が長男・長女の同席を拒否しなければ、コアメンバーは、長男・長女の両名を支援メンバー選定のためのミーティングに同席させ、両名に対し、意思決定支援の基本原則(ガイドラインⅠ2)やチームミーティングの趣旨(同Ⅱ3(2)②イ)等を説明し、支援メンバー選定のためのミーティングの基本ルールを定める。もし、長男・長女の一方あるいは双方が、頭から意思決定支援の基本原則やルールの設定に反発したり、本人の面前で相手方親族と揉め事を起こしたりした場合¹⁰、それらの行為は、「本人の自由な意思形成を妨げる兆候となる行為」と評価され、ルール違反をした親族はとりあえず席を外してもらうことになる。その親族が後に趣旨を理解すれば、再び本人と同席してもらい、本人の反応をみる。
- C) このようなミーティングを何回か繰り返すうちに、本人の自由な意思形成を妨げようとする兆候のある親族が徐々に表面化し、次第に選別されていくことになる。
- D) コアメンバーは、第1次的な選択として、基本ルールを煩わしく思う親族が支援チームから離れていくのを待つ。しかし、それでもチームから離れようとせず、ルール違反を繰り返す親族がある。ガイドラインは、後見人等に、ミーティ

¹⁰ 本人の心身の平穏を害する行動は、本人の自由な意思形成を妨げるにつながる。

ングで意思決定支援の基本原則や基本ルールが守られているか、その他本人への配慮が十分なされた上で会議が進められているのかをチェックする役割を求めている（後見人等のチェック機能¹¹）。後見人及びコアメンバーは、ルール違反をする親族に対し指摘を数回重ねるが、それでも改善されない場合には、意思決定支援の意義を説明した上で、その親族には支援チームから外れてもらうことになる。

イ その他本人の自由な意思形成を妨げる兆候

A) 長女が後見開始前に長男に提案した改修案(以下「長女案」という。)の内容は、長女を支援チームに参加させるかどうかの判断要素となり得るか。

- ・ 長女案の内容も、「長女に本人の自由な意思形成を妨げる兆候があるか」という観点から検討することができる。もしも、長女案が、本人の生活の質という見地から相当性を欠くものであった場合¹²、長女は、「本人と利害が対立する者」に当たる可能性がある。また、本人の支援者(親族)という立場で、本人の生活の質を低下させるような案を提示することも、「本人の能力の低下に乗じて、本人の自由な意思形成を歪めようとしている兆候」と評価される可能性もある。
- ・ コアメンバーは、長女がその案をどのような意図¹³で提案しているのか、また、どの程度修正する余地があるのか等を聞いていくとともに、意思決定支援の意義等を説明する。長女が問題点の指摘や本人中心主義の説明を受けて、当初の考えを修正した場合には、長女が支援チームに参加する。
- ・ 固執する場合には支援チームから外れてもらうことになる。

B) ミーティング外で本人に情報提供しようとするなど、本人の意思形成に影響を与えようとする行動があったときはどうするか。

- ・ ガイドラインのルールが守れない親族は、意思決定支援の手続から外れるべきである。

④ 支援チームの決定

¹¹ ガイドラインⅡ3(2)②ウは、チームミーティングにおける後見人等のチェック機能を述べたものであるが、会議の参加者(支援者)の本人に対する意見の押し付けや誘導を避けるために、参加者のルール違反を指摘し、是正する役割を負担する者が必要であることは、プレミーティングでも、支援メンバー選定のためのミーティングでも同じである。

¹² 「改修後の本人宅の大半を長女一家の居住スペースが占めている」「長女一家のみが使用することが予定されている設備が多い」「段差が多く、動線が悪いなど、高齢で身体が不自由な本人夫妻への配慮がない」場合が考えられる。

¹³ 長女が本人宅の建替え及び本人夫妻との同居を求める理由が、長女一家の困窮にある場合は、別の課題(例えば、長女一家に対して経済的援助をするか)についての意思決定支援に発展する可能性がある。

コアメンバーで話し合って決定していく。後見人等が話合いのリーダーになるわけではなく、現場のリーダーが主導して自然にメンバーが決まっていくというイメージになる。他方、親族を不参加としなければならない場合、それを当該親族に告げるのは後見人等となる。その他のメンバーは、それまでの流れから納得すると思われる。

(3) プレミーティング（ガイドラインⅡ 3(2)）

① はじめに

支援チームは、ガイドラインⅡ 3(2)に従ってプレミーティングを開く。意思決定支援についてのガイドラインのルールを確認した上で、課題を具体的に整理し、どのような順番で意思決定支援を進めていくかを協議する¹⁴。後日チームミーティングで本人が示した反応によっては、本人と直接対話するメンバーが、その場で本人に次の課題や選択肢を示していくことも考えられる。このため、支援チームでは、その後の課題や更なる選択肢として何が現れてくるかについても、プレミーティングの段階で、ある程度共通の認識を持っておくことが肝要である（事例Ⅰ・Ⅱ 2(2)と同じ）。

② その他プレミーティングにおける検討事項

ガイドラインⅡ 3(2)③のとおり、チームミーティングの環境・時期・場所、本人と直接対話する者、本人に対する情報提供の方法についても検討する。

(4) チームミーティング（ガイドラインⅡ 3(3)）

本人の「思い」に沿って検討事項を考えることが必要である（別紙「〈事例2〉に基づく意思決定支援フローチャート図（どこで誰と暮らすか）」参照）。

① 「本人宅で、1人で暮らしたい」

② 「本人宅で、妻又は妻・長女と暮らしたい」

ア 第2、第3の課題

第1の課題についての意思決定支援の結果、本人が「本人宅で、妻又は妻・長女と暮らしたい」等の意思を表明し、それが本人の真意であると判断された場合には（ガイド

¹⁴ 〈事例2〉では、顔合せ及びこれに引き続く支援メンバー選定のためのミーティングの段階で、本人の思いを引き出すために、様々な観点から問い掛けがされている。「どこで暮らすか」「誰と暮らすか」の両方に関連した質問や、一見すると関係がない細かい質問もされている。本人の精神状態や聴き方（1対1で聴くか、チームで聴くかなど）によって、本人の回答がどのように変化するかもある程度理解されている。

ラインⅡ 3(3)②A)、支援チームは、「本人宅を改修するかどうか」を第2の課題に設定することになる。第2の課題に対して、本人が「改修する」という方向の意思を表明した場合に、「どのような改修をするか」という第3の課題が発生する。

本人が、「全て長女の言うとおりにしたい」との意思を表明した場合は、それが具体的にどのような意思であるのか確認していく。

イ 改修の内容や改修費用の負担については、いつ、誰が、どこで考えるのか。

- A) 「改修の内容」や「改修費用の負担」は、第3の課題を検討する時点で現れてくる問題であるが¹⁵、支援チームが確認・検討するのは、あくまで本人の「意思」である。支援チームは、改修案を検討するために、本人に対し、「長女と住むためにお金を出してもいいか」「孫とも一緒に住みたいか」等と問い掛け一方で¹⁶、本人を自宅に外泊させて在宅体験を挟み、そのときの本人の反応をみる。
- B) 支援チームが本人に示す改修案は、①本人が自宅で生活する上で必要な手すりなど、介護保険適用の範囲等から必然的に決まってくる部分もあるが、②これらの問い掛けや体験に対して、本人がどのような意思を示すかによっても徐々に定まってくる。支援チームは、いくつかの選択肢の形で改修案を示すことになるが、そのときは、本人にとって、視覚的に分かりやすいプラン（リフォームの内容・効果・費用）にする必要がある（ガイドラインⅡ 3(3)）。

ウ 支援チームが長女案を選択肢の一つとして示すことは考えられるか。

- A) 長女が支援チームに参加した場合、長女案を選択肢の一つとして示すことは考えられる。仮に、当初の長女案が相当性を欠いていたとしても、支援メンバー選定のためのミーティングで、長女を支援チームに参加させるかどうかを検討する段階で、長女は、コアメンバーから、当初の案に問題点の指摘や本人中心主義の説明を受けて、考えを修正している（前記2(2)③イA）。少なくとも本人の生活の質を低下させる案ではなくなっているはずである。
- B) 長女案の相当性を欠いた状態が修正されなかったことを理由に、本人の自由な意思形成を妨げる兆候があるとして、長女の支援チーム参加が認められなかった場合

¹⁵ 現実に質問をするときには、「どこで、誰と暮らすか」と、「改修の内容」「改修費用の負担」とを明確に分けられない難しさがある。

¹⁶ 本人の回答は日ごとに変わるため、支援チームは、状況を変えながら何度も確認して、本人の意思が何であるかを確認していく。その結果、本人が「長女と一緒に住みたい、そのためにお金を出してもよい」「孫と一緒に住みたい」などの意思を表明し、それが真意と判断された場合は、本人宅に孫の子供部屋を作ることや、本人の財産からその改修費用を支出することを実現することになる。

には、長女案は、家族の支え合いの範囲を超えており、支援チームとしては、長女案をそのまま提案することはできないと考えられる。

エ 本人が複数の改修案から一つを選択する

実際には様々な改修案が考えられるが、本人に対しては、混乱しないように、また、選びやすいように整理した上で、改修案の選択肢を示すべきである。

その際に、支援者の価値観に基づいて恣意的に選択肢を作成することは、本人の選択の余地を失わせることになり（ガイドラインⅡ 3(2)③注 18 参照）、意思決定支援の趣旨からして認められない。

これに対し、本人から意向や好みを聞き取り、本人が必要とする建物や部屋の構造を検討し、施工内容、利用の便利さや費用等について専門的な立場からも検討を加えて、改修案のうちから複数のふさわしいものを選定した上で、本人の能力や心身の状況も考慮して選びやすいように整理した選択肢を作成して本人に提案し、その中から本人に選択してもらうという方法をとれば、本人以外の者が改修案の選択肢を作成しているとしても、必ずしも本人の意思決定を制限していることにはならないと考えられる。

③ 「本人宅以外で、妻と暮らしたい」

④ 「本人宅以外で、1人で暮らしたい」

本人が本人宅以外で妻とあるいは1人で暮らしたいとの意思を表明し、それが本人の真意であると判断された場合には、支援チームは、「どこで暮らしますか」を第2の課題に設定することになる。

支援チームは、本人の意向、希望、思いなどを聴き取り（1人になりたい、妻と一緒に暮らしたい、丁寧に介護してもらいたい、医療にすぐかけられるようにしたい、買物をしたい、知人と会いたい等）、本人の希望に沿って暮らしができそうな所（特養、有料老人ホーム、グループホームなど）を探し、本人の希望により近い施設などをいくつか選択肢として選んで情報提供する。選択肢の選定については、上記②エと同様の配慮が必要になる。

選択肢として暮らしの場所の情報をパンフレットやインターネットの情報等で提供するだけでは、現実に暮らす場合のイメージが捉えにくいこともあるので、見学や短期入所（ショートステイ）体験をして、施設などでの暮らしを身近に理解してもらうことも必要になる。このようなことを経て、どこでどのような暮らしをするかを本人に決めてもらうことになる。

(5) 意思決定能力の判断

〈事例2〉に特有の問題はないと思われる。

3 代行決定（ガイドラインⅡ 4）

〈事例2〉では複数の課題があるため、外出や外泊の体験を通じて本人宅での生活をイメージしてもらうなど、丁寧に情報提供をしながら、段階的に結論を出していくことになるが、そうした意思決定支援のための働き掛けを行う中で、その都度の本人の様子や意向をチームで共有しておく、仮に代行決定をせざるを得ない状況になったとしても、本人の主観的最善の利益を踏まえた決定ができると思われる。

(意思決定支援の経過)

1月29日～2月20日

退所に向けての話合いが始まった。

A後見人は、まず、老健で本人と面談を重ねた。その間に、老健相談員や介護スタッフから、日頃の本人の様子、特に意思表示に関する事、回復して単独で行えるようになったこと、親族の面会状況などを中心に聴き取りも続けた。

本人との面談は、介護スタッフからの情報を参考に、会話のスピード、声の大きさなどに気をつけた。

最初は、A後見人の顔を覚えてもらおうと、少し頻度を増やして面会に行った。名前は難しいようだったが、そのうちに顔を見ると手を上げて合図を送ってくれるようになった。

2月24日～3月12日

A後見人「もうすぐ、ここから移る日がくるようです」

本人「やっとか。長かったな」

A後見人「どこへ移るか決めているんですか」

本人「家に帰るしかないやろ」

A後見人「でも、病気されて後遺症が残られたから、今までのようなわけにはいかないのではないですか」

本人「そんなん、帰ってみないと分からへんやろ。それにあの家は、わしの家やで」

A後見人「確かにそうですけど」

本人「なんや、難しいこと分からへんけど、なんかあるんか」

A後見人「家に帰って、誰と生活されるお考えですか」

本人「嫁さん、とになるわな」

A後見人「認知症になっておられる奥さんとどうやって生活されるんですか」

本人「まあ、なんとかなるやろ」

というやり取りが、数回の面会で繰り返された。

ここでは、「本人宅に戻る事」「妻の世話をする必要性を感じていること」は、何度も繰り返し話された。ただし、老健相談員や介護スタッフ、リハビリスタッフからの情報で、外出、入浴では見守りは必ず必要な状況であること、食事、更衣、排泄についても、適宜見守りや一部の介助が必要な時があるということが確認された。室内環境は福祉用具の活用とともに、段差解消、手すりの設置などの改修が必須という意見が出た。

このような状況にあること、環境整備が必要であることを実感してもらい、決めてもらうための情報を提供するために、一時帰宅を行うこととなった。

3月15日

老健リハビリスタッフの同行で半年ぶりに帰宅した本人は、当初嬉しそうな表情だったが、玄関に入る段差が単独で上手く越えられず、また、室内での手すりのない廊下移動、トイレ、寝室など想定される生活の同線を一緒にたどってみて、だんだんと表情が険しくなっていた。

本人「もうええわ、帰るか」

最初の一時帰宅は、すぐに施設に戻るようになった。

3月19日

プレミーティングを経て、支援チームによるミーティングが開催されることになった。

支援チームのメンバーについて、本人は、妻の面倒を見ている長女を妻とともに参加させたいと言った。長男については、迷惑を掛けるからいいという本人の希望で、声を掛けなかった。

ミーティングの席で話合いの趣旨説明がされ、退所後の居所について話し合いがもたれた。

本人は、一時帰宅を経験してからは、「家は無理や」「子どもらには世話にはなれへん」「二人で入れる施設を探してほしい」という希望を言うようになっており、このときもそのように言っていた。

4月2日

今回のミーティングでは、再度本人に、本当はどこに移りたいのか、誰と移りたいのかを尋ねた。

「本当は」という言葉で表情が少し変化し、「ほんまは、そら家やろ、自分の家やし。嫁さんのこともほっとかれへん」と続けた。しかし、一時帰宅時のことはよく覚えていて、「無理や」「難しいわ」を繰り返した。

その時、長女が「リフォームして、私らが一緒に住んで、世話するやん、お母さんも一緒に」と言った。老健リハビリスタッフから「リフォームの内容はどういう内容でしょうか？」という質問に、長女は、「そんな難しいこと、分からへんけど、専門の人いてはるんでしょ」と言った。そこで、実際に自宅をリフォームする案を作成し、見積をとるために一時帰宅すること、その際には老健リハビリスタッフが同行することになった。その間、本人は黙って聞いていることが多かったが、「外出は、〇〇（妻）も一緒に」とはっきり伝えた。

最後に老健相談員から、本人が希望していた、夫婦で入居できる有料老人ホームについて、A後見人が提示した予算内の施設2か所が本人に示された。見学に行くかと聞かれた本人は、「探してくれはったんやな。すまんけどもうええわ」と言って見学を断った。

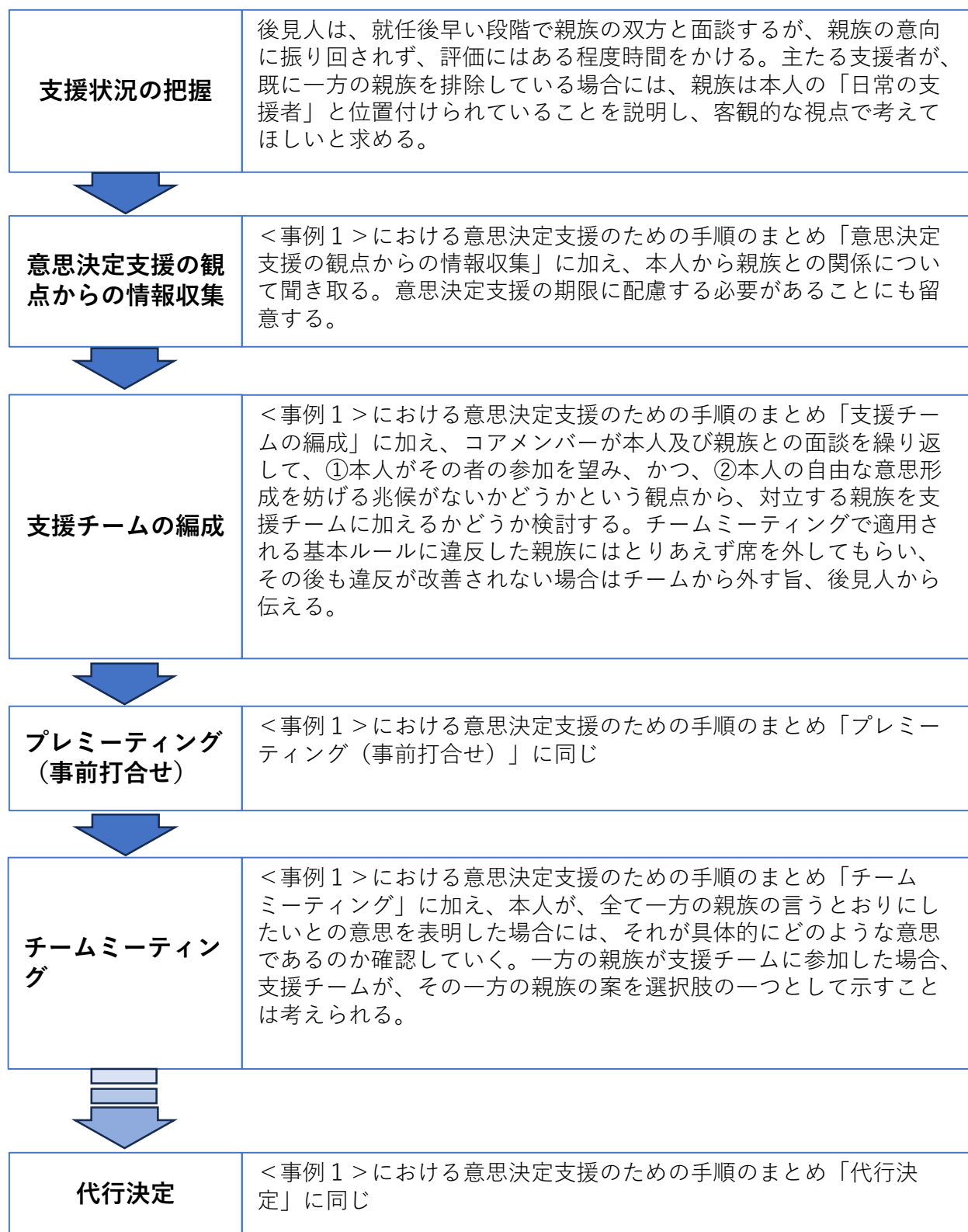
4月10日

一時帰宅し、リフォーム案、見積が作成された。

4月18日及び4月25日

2回のミーティングで、イメージ図が示され説明があった。そのたびに、施設見学の確認があったが、本人は迷うことなく断った。退所日が決まる前に、地域包括支援センターから介護支援専門員の紹介があり、今後の自宅での妻との生活に必要な介護サービスについて話合いが持たれた。

〈事例2〉における意思決定支援のための手順のまとめ



【様式2】アセスメントシート（記載例）

事件番号 ○○ 年（家）○○ 号

本人 ○ ○ ○ ○

作成日 : 年3月15日

報告者 : A

2回目以降のアセスメントシート

報告書提出時に作成する（本人状況に大きな変化があった時は適宜提出する）

本人の目指す暮らし	（生活の場所、今後の生活の希望、支援を依頼したいこと、支援拒否の理由 等を記載） ☐ 前回と同じ 老健施設退所後、妻と自宅で生活したい。
生活歴・職歴	■ 前回と同じ
心身・判断能力	（「決める」という経験の有無 後見申立に対する理解等） （健康状態、知的／発達障がい、精神疾患（うつ等）、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係等） ☐ 前回と同じ 脳梗塞発症後の後遺症がある 右手の麻痺あり。 言語障害があるが、リハビリによりゆっくりと会話が出来ようになった。 老健スタッフの介護の受入れは良好
暮らしの基盤	（収入、各種制度、公共料金、債務整理の状況等、サービス・制度の利用状況） ■ 前回と同じ
毎日の暮らしぶり生活動線	（家事、育児、家族関係、近所づきあい、生活動線（室内、近隣、外出状況）等を記載） 外出、入浴については必ず見守りが必要。 食事、更衣、排泄についても、適宜見守りや一部介助が必要な場合がある。 室内環境としては、介護ベッドなど福祉用具の活用、段差解消・手すり設置などの住宅改修を行う必要がある。 施設から一時帰宅し、自宅での生活動線を確認したところ、玄関に入る段差を単独で超えることが難しく、廊下移動、トイレ、寝室等への移動には一部介助が必要であった。
現状生活の安定度	■ 緊急対応の課題あり → アセスメントシート【様式3】へ ☐ 緊急対応の課題なし _____ ☐ 継続対応の課題あり _____ ☐ 現状維持 _____ ☐ その他 _____
課題とその根拠	

2回目以降のアセスメントシート

報告書提出時に作成する（本人状況に大きな変化があった時は適宜提出する）

本人の目指す暮らし	（生活の場所、今後の生活の希望、支援を依頼したいこと、支援拒否の理由 等を記載） ☐ 前回と同じ 妻と自宅で生活したいと希望していたが、3月15日に一時帰宅以降、「子供らには世話になられへん。（妻と）二人で入れる施設を探して欲しい。」と今後の生活の希望に変化があった。
生活歴・職歴	☒ 前回と同じ
心身・判断能力	（「決める」という経験の有無 後見申立に対する理解等） （健康状態、知的／発達障がい、精神疾患（うつ等）、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係等） ☒ 前回と同じ
暮らしの基盤	（収入、各種制度、公共料金、債務整理の状況等、サービス・制度の利用状況） ☒ 前回と同じ
毎日の暮らしぶり生活動線	（家事、育児、家族関係、近所づきあい、生活動線（室内、近隣、外出状況）等を記載） 3月15日アセスメントのとおり
現状生活の安定度	☒ 緊急対応の課題あり → アセスメントシート【様式3】へ ☐ 緊急対応の課題なし _____ ☐ 継続対応の課題あり _____ ☐ 現状維持 _____ ☐ その他 _____
課題とその根拠	

個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート

対象者	○ ○ ○ ○		
実施日	(ミーティング前) 年4月2日 14時 ~ 15時 (第1回) 場所(老健)		
アセスメント実施者	A		本人との関係 (後見人)
今回のミーティング参加者	本人、妻、長女 支援者: 後見人、主治医、ケアマネ、老健相談員、地域包括スタッフ		
テーマまたは検討課題	老健施設の退所時期を迎え、今後どこで誰と生活したいか本人の意思を確認する。		
このテーマが生じた経過概要	いつ、どこで、誰が問題提起して本日に至ったのか 老健施設退所時期を迎え、後見人との面談の中で、本人にこれからの居所についての迷いがみられたため、関係者によるプレミーティングを開催し、妻・長女・後見人・主治医、ケアマネ、老健相談員、地域包括スタッフで本人が今後の居所を自分で決めることが出来るよう支援することを確認した。		
本人の考え (検討課題に関する本人の意見や希望)	(当初)家に帰るしかない、妻を世話する必要性を感じている (自宅への外出を通じて)「妻と2人で入れる施設を探して欲しい。」と自宅での生活に不安を感じている。		
本人への情報提供 (検討課題に関する情報提供の内容)	・外出時に自宅での生活動線を想定した移動方法を確認した ・自宅で妻との生活に必要な介護サービスの説明		

本人は意思決定能力があるといえるか？(判断根拠として本人の言葉や反応を記入)

☐ 理解できた その根拠は ☐ 記憶保持できた その根拠は ☒ 比較考察できた その根拠は、 有料老人ホーム入所と自宅での生活を比較し、自宅での生活を選択出来た。 ☒ 意思表現できた その根拠は、 「そら家やる、自分の家やし。」と自宅で妻と生活した気持ちを伝えることが出来た。	 左の4要素を 総合考慮する。	☐ 意思決定能力があるとはいえなかった ☐ 支援チーム内の意見が分かれている どうすれば意思決定能力があるといえるか その方法
---	--	--

☒意思決定能力あり(ないとはいえない)

☐課題検討の期限がある

☐再アセスメントが必要

☐ 代行決定をする必要がある その理由は何か
--

本人の意思を確認し、本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができたかどうかのチェック ☐ 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか ☐ 本人の表現された言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか ☐ 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか ☐ サービス利用ありきになっていないか ☐ 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

<事例2>における意思決定支援のフローチャート

